

No.	項目	内容	チェック
1	健康管理	出社前と帰宅後に体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無い重点的に確認する。	
2	健康管理	新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、自宅待機とする。	
3	健康管理	同居する家族が濃厚接触者である場合は、出勤可能とする。	
4	健康管理	発熱やせき等の症状があり自宅待機となったCrewに対しては、毎日、健康状態を確認し、また医師の診断を報告させる。	
5	健康管理	Crewは毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努める。	
6	事業所での勤務	Crewに対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液などを配置する。Crewは石鹸や消毒液がない場合は、事務所担当者にすぐに声をかけること。	
7	事業所・施設	Crewに対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。	
8	事業所・施設	窓が開く場合、1時間に2回程度(または間接換気)、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。	
9	事業所・施設	他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。	
10	事業所	飛沫感染防止のため、座席配置等はできるだけ2メートルを目安に広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する(その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。)	
11	事業所	人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。	
12	事業所	外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。	
13	事業所	外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。	
14	事業所	会議やイベントは極力オンラインで行う。オンラインではない会議は身体的距離最低1メートル以上を確保し、マスクを着用する。	
15	休憩・休息スペース	共有する物品(テーブル、椅子等)は、定期的に消毒する。	
16	休憩・休息スペース	使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。	
17	休憩・休息スペース	共有する物品(テーブル、椅子等)は、定期的に消毒する。	
18	休憩・休息スペース	使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。	
19	休憩・休息スペース	喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上(最低1メートル)の距離を確保するよう努める。一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。	
20	休憩・休息スペース	休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。	
21	休憩・休息スペース	飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。これが困難な場合も、アクリル板設置・対面で座らないように配慮する。	
22	トイレ	便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。	
23	トイレ	便器に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。	
24	トイレ	共用のタオルは禁止とする。ペーパータオルを設置するか、Crewに個人用タオルを持参する。	
25	車両・設備・器具	ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有設備について、洗浄・消毒を行う。	
26	車両・設備・器具	車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。	
27	車両・設備・器具	ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行うCrewは、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。	
28	点呼	対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置すること、換気を徹底すること等により、いわゆる「三つの密」を避けるための取組を行う。また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。	
29	点呼	疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。	
30	点呼	始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。	
31	点呼	酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌することや車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。	
32	運行中	2名以上のCrewが同乗する場合には、マスクの着用を徹底する。	
33	運行中	乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。	
34	荷役	荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒に努める。	
35	荷役	気温・湿度の高い中で荷役において、人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合には、マスクをはずす。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する。	
36	荷役	作業は1人で行う、または、複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取って行う。	
37	荷役	共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いを行う(アルコール消毒可)。	
38	通勤	自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できるCrewには、これを励行する。	
39	通勤	公共交通機関を利用するCrewには、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底する。	
40	事業所等への立ち入り	取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、Crewに準じた感染防止対策を求める。	
41	事業所等への立ち入り	このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、事業所内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。	